

# 石巻市本庁舎清掃業務仕様書

対象物件 石巻市本庁舎  
対象物件の所在 石巻市穀町14番1号

## 1 清掃業務監督者の配置

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第5条に基づく建物環境衛生管理技術者の資格を有するものを石巻市において選任するので、相互に協力し業務に当たること。
- (2) 業務履行について、業務を監督する清掃業務監督者を配置すること。当該監督者については、業務を円滑かつ効率的に遂行できるよう留意するとともに、各業務実施場所における1日の清掃予定及び定期清掃に関する年間の予定表を契約時に石巻市に提出すること。

## 2 障害者雇用等配慮について

【別紙 石巻市本庁舎及び石巻市防災センター清掃業務特記仕様書のとおり】

## 3 日常清掃【別紙 清掃種別一覧のとおり】

・注意事項

- (1) 午前7時から午後5時までの時間内に行うこと。
- (2) 通路等
  - ① 1階共用部分等の床面清掃を行う（商業施設の営業時間外に実施することとし、その時間はあらかじめ石巻市と協議すること。）。
  - ② 1階以外の共用部分の床面清掃を行う。
  - ③ 床面等 適正洗剤を加えたモップによる水拭きのあと乾拭きをする。特に汚れがひどい場合は、それに応じた適宜な方法をとる。
  - ④ 扉・窓台・窓枠 ほこりを払い雑布で汚れを拭き取る。
- (3) トイレ
  - ① 洗面器・便器・汚物器 清潔を保持し、特に便器等は（注）微生物資材EM1等を使用し柄付きたわし等により十分洗浄する。ただし、施設の状況によっては合成洗剤に切り替えを指示する可能性がある。  
（注）EM: Effective Microorganisms（有用微生物群）  
さまざまな汚れを落とし、腐敗菌を抑える働きをもっているとされている。
  - ② トイレレットペーパー・石鹼水 適宜補充する。  
トイレで使用する器材は、一般清掃において使用する用具と混同しないよう留意すること。
- (4) ごみの搬出
  - ① 喫煙所 灰皿から吸殻を集め飛散しないよう袋等にまとめ、ごみ置場に搬出す

る。その際、吸殻の火気には十分注意する。

② トイレ 汚物入れの汚物は、袋等に入れ、ごみ置場に搬出する。

(5) その他

① マット類 泥を取り除く。

② 悪天候の場合は随時、汚れのある部分を発見次第、清掃を行う。

4 定期清掃 【別紙 清掃種別一覧のとおり】

5 窓ガラス清掃

(1) 年1回実施することとする。

(2) 北側エレベータ部分は、外側のみの清掃とする。

6 その他

(1) 帳簿書類の記録 帳簿書類の記録は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第20条に基づき整備する。

(2) 業務完了報告 前記3、4及び5に記載する業務が完了したときは、業務ごとの完了報告書を業務実施の日から2週間以内に石巻市に提出する。

(3) 仕様書に記載のない事項については、協議して定める。

(4) 作業員が作業に従事する際は、常に定まった作業衣、氏名札を着用させるとともに、庁舎内外の規律維持に留意し、庁舎を訪れる市民が快適に用務を済ませられるようにすること。

(5) 業務に必要な電力、水、ガス、手洗所に設置する石鹸水及びトイレトペーパー費用は、石巻市が負担する。

7 暴力団等の排除について

(1) 受注者が、この契約の履行期間中に石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号。以下「排除要綱」という。）別表措置要件に該当するときは、契約を解除することができるものとする。

(2) 受注者は、排除要綱の規定に基づく指名停止措置期間中の者並びに石巻警察署長又は河北警察署長（以下「管轄警察署長」という。）から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を石巻市が発注する建設工事等に係る下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）又は再受託者（再受託以降のすべての再受託者を含む。以下「下請負人等」という。）としてはならない。

(3) 受注者は、指名停止措置期間中の者及び管轄警察署長から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を下請負人及び再受託者としていた場合は、当該下請負人等との契約の解除を求めることがある。

(4) 受注者は、この契約において、暴力団員及び暴力団関係業者（以下「暴力団員等」

という。)による不当要求又は妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに管轄警察署長に通報及び捜査上必要な協力(以下「警察への通報等」という。)を行うこと。

- (5) 受注者は、(4)により警察への通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書(石巻市が発注する建設工事等における不当介入マニュアル第2第2号に定める別紙様式(石巻市ホームページに掲載))により総務部総務課長に報告すること。
- (6) 受注者は、下請負人等に対しても、(4)及び(5)と同様の措置を指導すること。
- (7) 受注者又は下請負人等が、暴力団員等による不当介入を受けたことにより業務等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、総務部総務課長と協議を行うこと。
- (8) 受注者が(4)及び(5)の内容について怠ったことが確認されたときは、指名停止措置を行うものとする。